

木島平村安全・安心農産物表示認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木島平村安全・安心農産物表示認証について必要な事項を定めることにより、木島平村の安全で安心な農産物の生産振興並びに流通の円滑化を図り、木島平ブランドの確立による経営の安定と消費者への理解促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「安全・安心な農産物」とは、木島平村内で堆肥等による土づくりを行った圃場において、次の各号に掲げるいずれかの方法によって栽培又は生産した農産物をいう。

(1) 化学合成農薬について木島平村有機の里推進室(以下「推進室」という。)が定める「木島平村慣行防除回数」の30%以上を削減し、かつ化学肥料(有機農産物の日本農林規格で使用を認められている肥料を除く。)について推進室が定める「木島平村慣行施肥量」の30%以上を削減した方法。

(2) 有機農産物の日本農林規格に定められた方法。

(3) 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに定められた方法。

(4) 長野県環境にやさしい農産物表示認証要綱に定められた方法。

2 この要綱において、「認証」とは、前項に定められた方法により栽培された農産物を、木島平村有機の里推進室が認証することをいう。

3 この要綱において、「表示」とは、前項に定めるところにより、認証を受けた安全・安心農産物について、表示することをいう。

(認証申請及び認証)

第3条 木島平村安全・安心農産物の認証を受けようとするもの(以下「認証申請者」という。)は、別に定める木島平村安全・安心農産物認証申請書(以下「認証申請書」という。)及び木島平村安全・安心農産物計画書(以下「計画書」という。)を、推進室に提出しなければならない

2 推進室は、認証申請書及び計画書の内容が別に定める「認証基準」に適合すると認められる場合は、木島平村安全・安心農産物(以下「認証農産物」という。)として必要事項を登録し、認証申請者に対し次に掲げる条件を付して認証票の使用を許可するものとする。

(1) 認証票の使用許可期間

許可を受けた日から当該「認証農産物」の販売若しくは出荷を終了するまでの期間

(2) 当該「認証農産物」の販売又は出荷の数量

本条第1項で申請した数量の範囲以内

(3) 認証票の表示方法

本条第1項で申請した表示方法を指定

(4) その他推進室が必要と認める事項

(認証条件の確認調査)

第 4 条 推進室は、前条第 2 項により認証票の使用を許可した「認証農産物」の出荷前に、前条第 1 項の生産計画、生産管理状況及び前条第 2 項第 2 号から 4 号の条件の適合状況について現地及び申請者の聞き取り等の調査を実施し、必要に応じて公表する。

2 推進室は、前条第 2 項により認証票の使用を許可した「認証農産物」について、その生産期間中の生産管理状況及び同項各号の条件の適合状況確認調査、及び指示を行うことができるものとする。

(認証の取消し等)

第 5 条 推進室は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、認証の取消し、認証票使用の禁止又は改善のために必要な指導を行うものとする。

(1) 「認証農産物」の生産が中止された場合

(2) 認証申請者から認証取消しの申請があった場合

(3) 認証申請者が出荷又は販売等において第 3 条第 2 項に掲げられた条件について不正が認められた場合

(4) 前条の規定による確認調査の結果「認証農産物」に適合しないと認められた場合

(5) 前条の規定による確認調査に応じなかった場合又は事実上偽りが認められた場合

(6) その他推進室が特に認証取消しが適当と認めた場合

(認証を受けた者の遵守事項)

第 6 条 認証を受けた者は、「認証農産物」の適正な生産、販売若しくは出荷及び品質管理並びに認証票の適正使用、管理に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 生産、販売、出荷、品質管理、その他必要事項について記録し、これらの記録を生産年から起算して 3 年間保管すること。

(2) 認証票は適正な使用及び管理を行うこと。

(3) 第 5 条に規定する調査の実施に際して、協力すること。

(4) 次に掲げる事態が生じた場合は、認証票の使用を中止するとともに、速やかに推進室に届け出ること。

ア 第 3 条の規定により登録を行った農地の変更

イ 「認証農産物」の生産の中止

ウ 「認証農産物」の品質に大きな影響を及ぼすと考えられる状況の発生

(5) 別に定める「認証農産物」生産・販売実績報告書を、認証票使用可能期間終了後に、推進室に提出すること。

(6) 許可を受けた日の翌年 1 月 31 日現在に当該認証農産物等の販売若しくは出荷が終了しない場合は、別に定める認証農産物生産・販売状況報告書を推進室に提出すること。

(7) 生産過程等に関する情報を消費者及び流通業者等に積極的に提供する等の方法により、相互の理解と信頼の向上に努めること。

2 認証を受けた者は、「木島平村安全・安心農産物」の流通・販売過程において、消費者との間で認証にかかわる問題が発生した場合及び第 6 条の規定により認証の取り消し、認証票の使用の一時中止又は改善指導の実施により損失が生じた場合は、認証を受けた者がそ

の責を負うものとする。

- 3 第2条第1項第2号、第3号及び第4号の方法によって生産された農産物については、この要綱のほかにそれぞれの認証制度に規定されている事項を優先して遵守しなければならない。

(補則)

第7条 「認証農産物」の生産、流通及び販売の関係者は、この要綱に定める認証票と誤認される恐れのある表示を行ってはならない。

- 2 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年1月20日から施行する。

木島平村安全・安心農産物表示認証実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木島平村安全・安心農産物表示認証要綱(以下「要綱」という。)に基づき、安全・安心な農産物の認証に関する事務に必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、要綱第2条に定める安全・安心な農産物に適用する。

(認証基準の策定等)

第3条 要綱第2条第1項第1号に規定する「木島平村慣行防除回数」並びに「木島平村慣行施肥量」を木島平村有機の里推進室(以下「推進室」という。)が定める場合は、予め関係機関と協議をするものとする。

2 要綱第3条第2項に規定する「認証基準」は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 対象とする作目・品目等及びその範囲

(2) 生産管理者等の基準

ア 生産圃場及び生産計画に関する事項

イ 土づくりに関する事項

ウ 施肥及び栽培管理に関する事項

エ 病害虫及び雑草防除に関する事項

オ その他生産管理に関して必要と認められる事項

(3) その他認証に関して必要と認められる事項

(認証申請の方法)

第4条 要綱第3条第1項の規定による認証申請を行うことができる者は、該当農産物の生産者が組織する団体、又は個人とする。

2 要綱第3条第1項の規定による認証申請は、次によるものとする。

(1) 認証申請書の様式は、別に定める。

(2) 推進室への認証申請書の提出期限は、別に定める。

(認証)

第5条 要綱第3条第2項の規定による認証票の使用許可書の様式は、別に定める。

2 認証番号は、毎年度別に定める。

(認証表示)

第6条 要綱第3条第2項の規定により許可する認証票の様式は、別に定める。

2 認証表示は、原則として認証を受けた安全・安心農産物に認証表を貼付するか、容器包

装類に貼付又は印刷するものとする。

- 3 推進室は、要綱第3条第2項の規定により許可した農産物の内容について公表できるものとする。

(確認調査)

第7条 要綱第4条第1項の規定による確認調査は、次に定める事項について行うものとする。

- (1) 生産圃場確認、栽培管理状況、認証基準・生産計画との適合状況、肥料・農薬・土壌改良資材の購入・使用状況並びに保管場所への立入検査
- (2) 前号に関する各種管理・記録簿の内容及び保管状況
- (3) その他必要と認める事項

2 前号の規定による結果報告書の様式は、別に定める。

3 要綱第4条第1項の規定による確認調査は、推進室が行う。

4 要綱第4条第2項の規定による確認調査は、当該安全・安心農産物の生産方法、及び当該農産物の販売若しくは出荷数量、並びに認証票の使用状況、保管状況を中心に行うものとする。

5 前項の規定による確認調査の結果報告書の様式は、別に定める。

(認証の取消し)

第8条 要綱第5条の規定による認証の取り消し及び認証票使用の禁止通知は、別に定める様式により行うものとする。

(登録及び認証を受けた者の責務)

第9条 要綱第6条第1項第1号の規定は、安全・安心農産物の生産、販売・出荷、品質管理、及び堆肥、農薬、肥料・土壌改良資材の購入使用状況、並びに認証票の使用・保管の各記録の内容、若しくはこれら記録簿に適用するものとする。

2 要綱第6条第1項第5号の規定による実績報告書の様式は、別に定める。

3 要綱第6条第1項第6号の規定による状況報告書の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 要綱第7条第1項の規定に違反すると認められた場合は、推進室は当該事業者に対し表示の中止を求めるとともに、当該事業者の氏名等を公表することができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成18年1月20日から施行する。

木島平村安全・安心農産物表示認証細則

第1 要綱第2条に規定する「土づくり」を行った圃場とは、土壌診断を行い、その結果に基づき以下のいずれかの方法により土づくりを実施した圃場をいう。

- (1) 「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、土づくり技術を実施した圃場。
- (2) 「主要穀類等指導指針」に基づき、土づくりを総合的に実施した圃場。
- (3) 「果樹指導指針」に基づき、深耕、草生栽培等の土壌管理技術を適切に実施した圃場。
- (4) 「野菜栽培指針」に基づき、地力の維持、増進を総合的に行った圃場。

第2 要綱第2項第1号に規定する「木島平村慣行防除回数」について、長野県が定める防除回数以内とする場合は、関係機関の協議を省略することができる。

- 2 木島平村慣行防除回数は、複数の有効成分を含んでいる混合剤を使用する場合は有効成分の延べ使用回数をカウントしたものをいう。
- 3 病虫害発生予察等の結果、農産物に急迫した又は重大な危険がある場合は、予め計画された農薬を1剤のみ1回に限り散布回数としてカウントしない。ただし、要綱第2条第1項第2号及び第3号の栽培方法による場合を除く。

第3 要綱第2項第1号に規定する「木島平村慣行施肥量」について、長野県が定める施肥量以内とする場合は、関係機関の協議を省略することができる。

- 2 木島平村慣行施肥量は、化学肥料由来の窒素分量をいう。

第4 実施要領第3条第2項第1号に規定する「作目・品目等」は、別に定める。

- 2 実施要領第3条第3項第2号に規定する「生産管理等の基準」は、以下のとおりとする。
 - (1) 未熟な堆肥が施用されていないこと。
 - (2) 過剰な有機質資材の投入がされていないこと。
 - (3) 土壌診断の結果、適正値を著しく上回るEC値を示す圃場は対象外とする。
 - (4) 土壌診断の結果、適正値を著しく上回る可給態リン酸、交換性塩基の値を示す圃場は当該資材の減肥を行う。
 - (5) 化学的・合理的に農薬の使用回数または化学肥料の使用量が低減されていること。
 - (6) 環境に著しい負荷を与える栽培方法を実施していないこと。

第5 実施要領第4条第1項に規定する該当農産物の生産者が組織する団体は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業生産法人
- (3) 以下のすべての条件を満たす団体
 - ア 代表者の定めがあること

- イ 組織及び運営についての規約の定めがあること
- ウ 当該農産物を栽培する圃場の使用収益権を持つ農業者が3戸以上であること

第6 表示使用は、実施要領第6条第2項に定める他、以下の場合は使用できるものとする。

- (1) 認証制度を消費者に周知するための表示
- (2) 実施要領第6条第2項に定める方法と一体的に使用する場合であって以下の場合
 - ア 消費者から予約をとる場合のチラシ広告
 - イ 直売等で専用売店を設けて販売する場合の看板広告
- (3) その他、推進室が特別に認めた場合

第7 要綱第4条第1項の規定による確認調査は、下記のとおり実施するものとする。

- (1) 原則として新規に認証登録された者及び団体(以下「認証団体」という。)の全圃場について調査するものとする。
- (2) 継続認証団体については、以下のものについて実施するものとする。
 - ア 新規に安全・安心農産物を栽培する圃場
 - イ 推進室が無作為に抽出した3分の1以上の安全・安心農産物を栽培する圃場
 - ウ 推進室が必要と認める圃場

第8 要綱第4条第2項の規定による確認調査は、推進室が必要と認める圃場について実施するものとする。

第9 次に該当する場合は、以後新たな認証票の使用許可を与えない。

- (1) 要綱第5条第1項3号又は5号の規定により、認証登録を取り消された者及び団体。
- (2) 認証登録しながら、正当な理由がなく認証票の使用実績のない者及び団体。

附 則

この細則は、平成18年1月20日から施行する。